

# 1 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、 広域連合が処理することとされた事務に関すること



## (1) 経緯

「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）」に基づき、次に掲げる事務について、平成 12 年 4 月から広域連合が事務処理を行うこととなりました。

- ① 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- ② 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

## (2) 現状と課題



火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関しては、立入検査及び許可事務を行い、液化石油ガス設備工事の届出の受理に関しては、必要に応じ、審査及び立入検査等を行っています。

国では、地方分権改革により、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすることで、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるよう、都道府県の事務・権限の市町村等への委譲等の取組を進めています。

## (3) 今後の方針と施策

国・県から新たに権限の委譲を受けたときには、住民サービスの向上や北アルプス地域の振興・発展に必要な事務について、関係市町村と検討を行うとともに、今後も適正な検査及び許可業務の遂行に努めます。

### ■SDGsの目標との関連

	SDGs17の目標	関連目標
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	住民サービスの向上のため、適正な検査及び許可業務の遂行に努める
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	地域の振興と発展に必要な事務について、関係市町村と検討を行う